

1 所在地 秋田県仙北郡仙北町払田・千畑町本堂城回

2 調査期間 第一〇七次調査 一九九六年(平8)四月～一〇月

3 発掘機関
秋田県教育庁弘田柵跡調査事務所

4 調査担当者 児玉 準

5 遺跡の種類 城柵跡

6 遺跡の年代 九世紀～一世紀初頭

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

弘田柵跡は、雄物川の中流域に近く、大曲市の東方約6km、横手

盆地北側の仙北平野中央部に位置し、真山・長森の低丘陵を中心と

して、北側の矢島川（烏

川)と南側の丸子川によつ

て挟まれた低地に位置する。

一九三〇年、文部省が調査

し、翌年国指定史跡となり、

一九七四年以降は当調査事

務所が発掘調査を続けてい

る

遺跡は長森・真山を囲む

外柵部分と長森を囲む外郭線部分からなる。外柵は東西一三七〇m、南北七八〇mの長楕円形で、延長三六〇〇m、これによって囲まれる遺跡の総面積は約八七万五〇〇㎡である。一時期の造営で材木堀（角材列）が一行に並び、東西南北に八脚門が開く。

外郭は東西七六m、南北三二〇mの長楕円形で延長は約一七六〇m、面積一六万三〇〇㎡、石塁、築地土塀と地上高三・六mの材木塀が連なり、東西南北に八脚門が開く。基本的には四期にわたる変遷がある。外郭中央部には政庁があり、五期の変遷が認められる。私田柵跡の古代における呼称を雄勝城とする説、河辺府とする説がある。雄勝城とする説には、天平宝字年間創建のものとする考えと、九世紀初頭になってそれが移転したものとする考えとがある。

第一〇七次調査は、外郭線北部の角材列の位置と、それに伴う槽状建物の配置状態を探ることを目的に実施した。

調査の結果、外郭北門の北東約二〇mの位置に全七期にわたる変遷のある櫓状建物が検出された。そのうち最も古いSB一一八九Aの北東隅柱掘形から一二点、またこの建物の創建段階に、建物の西側と南側にあるL字状に施した溝SX一一九二から三七点、計四九点の木簡が出土した。

SB 一一八九Aは角材列の南側にあり、桁行二間、梁行一間の東西棟掘立柱建物で、桁行総長六・二m、梁行四・四mの規模である。SX 一一九二はSB 一一八九Aを構築する前に泥炭層上に施した整

地層の下にあることから、創建段階の中でも最も古い遺構である。遺構の東西南方向部分は長さ約一二m、幅二・二五m、深さ四〇～四五cm、南北方向部分は長さ約八m、最大幅三・二m、深さ五〇cmあり、伐採痕のある広葉樹や、スギ材加工時に生じた木片のほか、箸・篋・鋤・曲物・檜扇・楔などの木製品、土器などとともに木簡が出土した。この遺構は槽状建物構築予定地の排水を意図したものと考えられ、その後、不要となった木製品や土器、木簡などを一時期に投棄し、これらを覆いながら溝内に落ちこみ整地を施して、最初の建物であるSB一一八九Aを構築したのである。

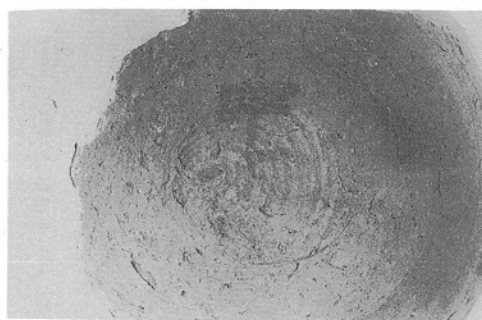
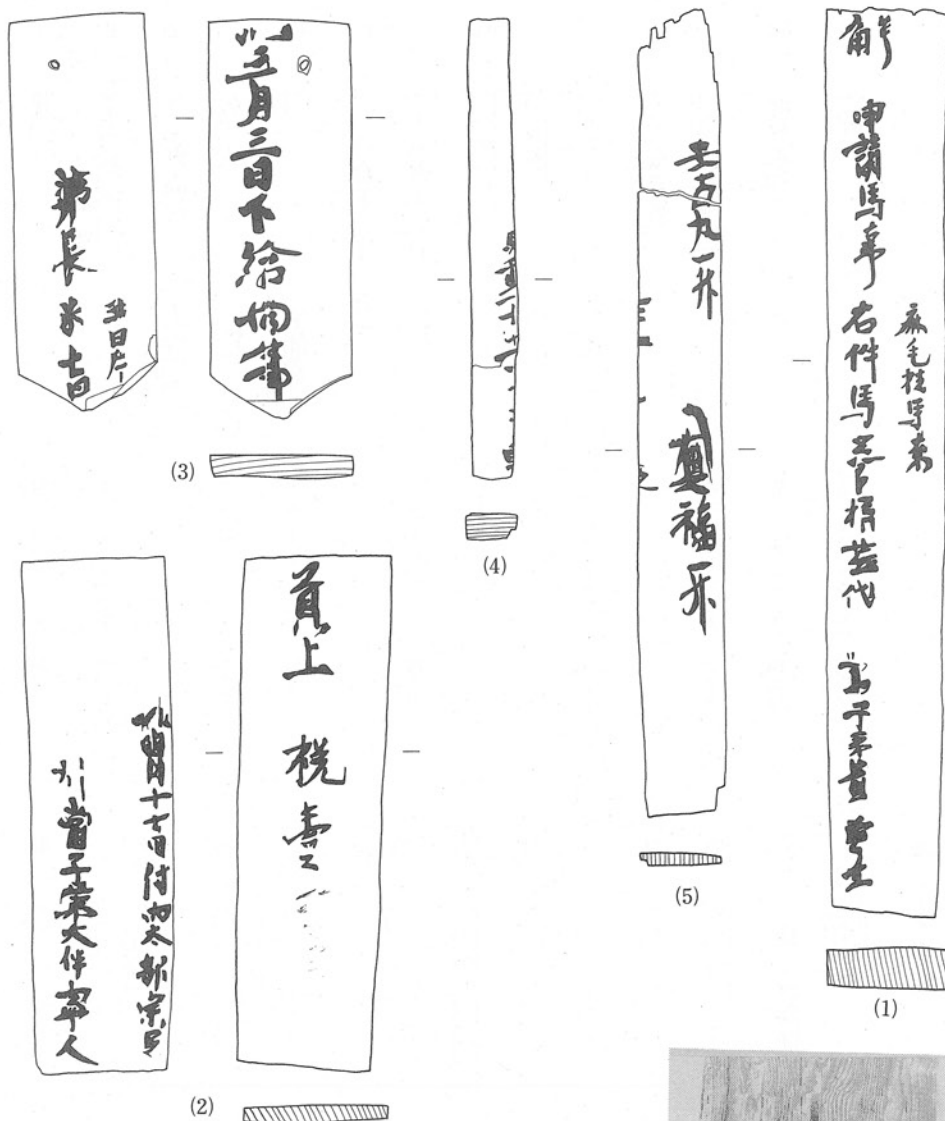
両遺構は、いずれも弘田柵の創建段階の遺構で、その時間差は一連の工程上のわずかな幅に収まると考えられる。SX一一九二からは須恵器杯や木簡などとともに、底面に「中万」の墨書のある土師器杯が二点出土した。これらの土器の年代から、両遺構の年代は九世紀初頭頃と推定される。

他の遺構、あるいは遺構外から出土した墨書土器には「井口」「成」^{〔夷カ〕}がある。また、古い時期の材木堀の角材を抜き上げて転用した木道SX一一九〇の材木に「山本」の刻書を施すものがある。

8 木簡の釈文・内容

SX一一九二

- | | | | | |
|-----|---|------------------|-------|-------|
| (8) | □ 大伴 | (67) × (12) × 2 | 081 | 四十一号 |
| (7) | 数□ □ | (85) × (20) × 7 | 081 | 四〇号 |
| (6) | □ 志手古二 □ 本一 | (326) × (10) × 5 | 081 | 三十九号 |
| (5) | 一升 安古丸一升 真福一升 | (247) × (27) × 4 | 081 | 三十八号 |
| (4) | □ ^{〔穀カ〕} 勲十等□□□ ^{〔下毛野カ〕} | (144) × (15) × 7 | 081 | 三十七号 |
| (3) | 「
以三月三日下給物事
五日片
弟長米七日□ | 124 × 44 × 7 | 051 | 三六号 |
| (2) | 「
貢上 祝売□□□□ ^{〔副カ〕}
以四月十七日付穴太郎宗足
别当子弟大伴寧人 | 159 × 46 × 4 | 011 | 三十五号* |
| (1) | 「
解 申請馬事 鹿毛牡馬者 ^{〔別カ〕}
右件馬□□□代□当子弟貴營生 ^{〔養損カ〕}
280 × 38 × 12 | 011 | 三十四号* | |



墨書土器「中万」



「山本」刻書

- (9) 荒 ☐ (59) × (12) × 3 081 四二号
- (10) 子弟長 ☐ ☐ ☐ [上毛野力] (111) × (12) × 4 081 四三号
- (11) 下毛野高祢 大伴 ☐ ☐ [田力] (283) × (12) × 11 081 四四号
- (12) 欠二人 ☐ ☐ (269) × (10) × 14 081 四五号
- (13) 三宅部常 ☐ [戦力] (269) × (10) × 14 081 四五号
- (14) 〔白春米一斗六升〕 112 × 18 × 5 033 四六号
- (15) 〔六月十八日〕 112 × 18 × 5 033 四六号
- (16) 俗俗 ☐ ☐ (70) × (22) × 3 065 四七号
- (17) 土成身可 ☐ (78) × (29) × 3 065 四八号
- (18) 長惠徳 ☐ (58) × (16) × 2 081 四九号
- (19) 此於事 ☐ (107) × (57) × 6 081 五〇号
- (20) 除 ☐ (107) × (57) × 6 081 五〇号
- (21) 荒 ☐ (138) × (26) × 8 081 五一号
- (22) 仕 ☐ (146) × (14) × 3 081 五二号
- (23) 客力 ☐ (266) × 23 × 5 011 五三号
- (24) 具 狄藻肆拾 ☐ (113) × (22) × 15 065 五四号
- (25) 召力 ☐ (229) × (19) × 9 081 五五号
- (26) 子弟 ☐ (201) × (11) × 13 081 五八号
- (27) 具 狄藻肆拾 ☐ (130) × (21) × 8 081 五七号
- (28) 子弟 ☐ (201) × (11) × 13 081 五八号
- (29) 召力 ☐ (130) × (21) × 8 081 五七号
- (30) 子弟 ☐ (201) × (11) × 13 081 五八号
- (31) 召力 ☐ (130) × (21) × 8 081 五七号
- (32) 子弟 ☐ (201) × (11) × 13 081 五八号
- (33) 召力 ☐ (130) × (21) × 8 081 五七号
- (34) 子弟 ☐ (201) × (11) × 13 081 五八号
- (35) 召力 ☐ (130) × (21) × 8 081 五七号
- (36) 子弟 ☐ (201) × (11) × 13 081 五八号
- (37) 召力 ☐ (130) × (21) × 8 081 五七号
- (38) 子弟 ☐ (201) × (11) × 13 081 五八号
- (39) 召力 ☐ (130) × (21) × 8 081 五七号
- (40) 子弟 ☐ (201) × (11) × 13 081 五八号
- (41) 召力 ☐ (130) × (21) × 8 081 五七号
- (42) 子弟 ☐ (201) × (11) × 13 081 五八号
- (43) 召力 ☐ (130) × (21) × 8 081 五七号
- (44) 子弟 ☐ (201) × (11) × 13 081 五八号
- (45) 召力 ☐ (130) × (21) × 8 081 五七号
- (46) 子弟 ☐ (201) × (11) × 13 081 五八号
- (47) 召力 ☐ (130) × (21) × 8 081 五七号
- (48) 子弟 ☐ (201) × (11) × 13 081 五八号
- (49) 召力 ☐ (130) × (21) × 8 081 五七号
- (50) 子弟 ☐ (201) × (11) × 13 081 五八号
- (51) 召力 ☐ (130) × (21) × 8 081 五七号
- (52) 子弟 ☐ (201) × (11) × 13 081 五八号
- (53) 召力 ☐ (130) × (21) × 8 081 五七号
- (54) 子弟 ☐ (201) × (11) × 13 081 五八号
- (55) 召力 ☐ (130) × (21) × 8 081 五七号
- (56) 子弟 ☐ (201) × (11) × 13 081 五八号
- (57) 召力 ☐ (130) × (21) × 8 081 五七号
- (58) 子弟 ☐ (201) × (11) × 13 081 五八号
- (59) 召力 ☐ (130) × (21) × 8 081 五七号
- (60) 子弟 ☐ (201) × (11) × 13 081 五八号
- (61) 召力 ☐ (130) × (21) × 8 081 五七号
- (62) 子弟 ☐ (201) × (11) × 13 081 五八号
- (63) 召力 ☐ (130) × (21) × 8 081 五七号
- (64) 子弟 ☐ (201) × (11) × 13 081 五八号
- (65) 召力 ☐ (130) × (21) × 8 081 五七号
- (66) 子弟 ☐ (201) × (11) × 13 081 五八号
- (67) 召力 ☐ (130) × (21) × 8 081 五七号
- (68) 子弟 ☐ (201) × (11) × 13 081 五八号
- (69) 召力 ☐ (130) × (21) × 8 081 五七号
- (70) 子弟 ☐ (201) × (11) × 13 081 五八号
- (71) 召力 ☐ (130) × (21) × 8 081 五七号
- (72) 子弟 ☐ (201) × (11) × 13 081 五八号
- (73) 召力 ☐ (130) × (21) × 8 081 五七号
- (74) 子弟 ☐ (201) × (11) × 13 081 五八号
- (75) 召力 ☐ (130) × (21) × 8 081 五七号
- (76) 子弟 ☐ (201) × (11) × 13 081 五八号
- (77) 召力 ☐ (130) × (21) × 8 081 五七号
- (78) 子弟 ☐ (201) × (11) × 13 081 五八号
- (79) 召力 ☐ (130) × (21) × 8 081 五七号
- (80) 子弟 ☐ (201) × (11) × 13 081 五八号
- (81) 召力 ☐ (130) × (21) × 8 081 五七号
- (82) 子弟 ☐ (201) × (11) × 13 081 五八号
- (83) 召力 ☐ (130) × (21) × 8 081 五七号
- (84) 子弟 ☐ (201) × (11) × 13 081 五八号
- (85) 召力 ☐ (130) × (21) × 8 081 五七号
- (86) 子弟 ☐ (201) × (11) × 13 081 五八号
- (87) 召力 ☐ (130) × (21) × 8 081 五七号
- (88) 子弟 ☐ (201) × (11) × 13 081 五八号
- (89) 召力 ☐ (130) × (21) × 8 081 五七号
- (90) 子弟 ☐ (201) × (11) × 13 081 五八号
- (91) 召力 ☐ (130) × (21) × 8 081 五七号
- (92) 子弟 ☐ (201) × (11) × 13 081 五八号
- (93) 召力 ☐ (130) × (21) × 8 081 五七号
- (94) 子弟 ☐ (201) × (11) × 13 081 五八号
- (95) 召力 ☐ (130) × (21) × 8 081 五七号
- (96) 子弟 ☐ (201) × (11) × 13 081 五八号
- (97) 召力 ☐ (130) × (21) × 8 081 五七号
- (98) 子弟 ☐ (201) × (11) × 13 081 五八号
- (99) 召力 ☐ (130) × (21) × 8 081 五七号
- (100) 子弟 ☐ (201) × (11) × 13 081 五八号



(10)



(13)



(15)



(12)



(26)



(11)



(29)



(38)



(43)



(28)



(34)	(33)	(32)	(31)	(30)	(29)
☐ 為 ☐ 為	☐	有 ☐ 有 ☐	☐ [伴淨繼カ]	部弓取	☐ 山道
					矢田部弓取
091 六七号	091 六六号	091 六五号	091 六四号	091 六三号	091 六二号
(39) 尤是是久会 ☐	(38) 得得得得得 ☐ [有力]	S B 一八九 A	(37) ☐ 弟 ☐ [酒カ]	(36) ☐	(35) ☐ [良カ] ☐ 良 ☐ 良
(107) × (12) × 10 081 七二号	(209) × (21) × 11 081 七一号		091 七〇号	091 六九号	091 六八号

(40)	二カ □ □ □	(107)×(21)×11	081	七三号
(41)	毛野朝		091	七四号
(42)	□ [子カ] □		091	七五号
(43)	猾猾猾猾		091	七六号
(44)	息息		091	七七号
(45)	黄 廣(他ニモ墨痕アリ)		091	七八号
(46)	□ □		091	七九号
(47)	□ 文章 □		091	八〇号
(48)	它 [陀カ]		091	八一号
(49)	□		091	八二号

(1)は完形で、别当子弟の貴當生が、鹿毛牡馬の支給を申請した文書木簡。(2)は完形で、别当子弟大伴寧人が、「祝売」を貢上する旨を記した文書木簡。(3)は上端と両側面は原形をとどめている。下端は二次的に圭頭状に成形。裏面の調整は荒く、穿孔がある。米の支給についての記録簡と考えられる。「弟長」は人名か。(4)は上下端および右側面欠損。文書木簡の署名部分か。「勲十等」の上は「大

殺」あるいは「少殺」。(5)は上端欠損。複数の人物に米などの物品を支給した時の記録簡か。(6)は左側面欠損。人名と数量が記されている。記録簡であろう。(7)は右側面欠損。(8)は左側面欠損。(10)は上下端及び両側面欠損。裏面は二次的なサキ。職名に続けて人名が記されていると考えられる。(11)(12)は上端欠損。下端焼損。両側面欠損。同一個体か。(12)の第一字目は「作」か「昨」。(13)は完形の春米付札。「一斗六升」は鎮兵でいえば一〇人分、兵士でいえば二〇人分の日粮にあたる。(14)は上下両端及び右側面を二次加工している。(15)は馬形状を呈する木製品に転用されている。典籍の抜書か。(16)は左側面欠損。(17)は右側面、下端部欠損。裏面無調整。(18)は両側面欠損。(19)は上端部焼損。左側面欠損。(20)は中間部が腐蝕により文字欠損。(21)は八角柱状木製品に転用。上端左右に切り込み。(22)は右側面、下端部欠損。(25)は両面欠損。全面に薄墨痕あり。(26)は上端が原形をとどめている。右側面欠損。「狄藻」を具したことを記した文書木簡と考えられるが、「具」の書き出しで始まる文書の類例はみられない。(32)の右行の三文字及び(33)はいずれも「歹」偏、(36)は「𠂔」あるいは「𠂔」の文字の残画と思われる。(38)は左側面欠損。上端部焼損。(39)(40)は両側面欠損。(40)の第二字目のつくりは「貢」。(43)は隸書風の習書。(45)は他に墨痕がある。(46)の一字目は「歹」偏の字であろう。計四九点の木簡のうち、完形木簡は(1)(2)(13)の三点のみである。完形でないことの要因は、腐蝕などによるものではなく、削屑二一点

も含めて、木簡の廃棄に関わって削り取られたり、割られたり、折られたりした行為による。

木簡を内容により大別すると、次のとおりである。①文書木簡：(1)～(4)(10)(26)(27)(28) (4)(10)(27)(28)は文書木簡の一部分と推定されるもの、②記録簡(歴名簡)：(5)(6)(8)(11)(12)(29)(30)(31)(37)(41) (30)(31)(37)(41)は人名一名のみのもの、③記録簡(典籍カ)：(15)、④付札：(13)、⑤習書：(14)(32)(34)(35)(38)(39)(43)(44)、⑥不明：(7)(9)(16)～(25)(33)(36)(40)(42)(45)～(49)。内容的傾向としては、歴名簡と習書が目立っており、付札が一点しか確認できないのも特徴といえよう。

木簡の年記は全く認められないが、(2)の「大伴寧人」、(8)の「大伴」の二点により、木簡の年代を弘仁一四年(八三三)以前とみることができであろう。

(1)(2)には、共通して、文書の差し出し者の署名として「別当子弟」の語がみえる。「別当子弟」の初出史料であるが、正倉院文書や平城宮木簡の例を参考にとすると、ここは、「別当であるところの子弟」と解すべきであろう。「別当」とは、自分の本来の職務を超えて他の機構の職務を兼帯する場合にのみ用いられる表現であると考えられ、弘田柵出土木簡の「別当子弟」にも、この原則はあてはまるものと考えてよい。

次に、「子弟」は在地においてある政治的地位を占めていた「郡司子弟」であり、本来郡の職務を遂行する責務が課せられていた。

その子弟が、その郡務を超えて、弘田柵(城柵)という別の機構のある特定の職務を兼帯したために「別当」の語が付されたのである。すなわちこの「別当子弟」の語からは、郡司の「子弟」が、弘田柵の特定の職務を帯びた「別当」として出仕していた事実が窺える。

また、(10)には「子弟長」の語がみえる。「子弟長」の初出史料である。(1)と(2)の「別当子弟」が別人であることや、「子弟長」の存在から、弘田柵には複数の郡司子弟がいて、さまざまな職務を分掌し、しかもそれら「子弟」を統括する「子弟長」が存在していたという事実は、今後、郡司子弟の存在形態を考えていくうえで重要な史料となるであろう。さらに、弘田柵が夷狄に対する軍事的要請から作られた城柵であることを考えると、軍事的役割を担っている郡司子弟たちが、城柵内の職務を「別当」という形で広範に分掌していたという実態も、十分に想定することができる。これら「子弟」は、出羽国内の「子弟」と考えられる。

(4)(10)(11)(41)にみられるように、上毛野、下毛野というウジ名が目立つ。このウジ名は、もちろん東国の上野・下野両国に深く関連するが、今回の「上毛野」「下毛野」というウジ名は、一応出羽国内の分布を想定しておくべきであろう。

(26)に海藻類を示す「狄藻」という物品がみられる。「狄藻」は、文字通り「狄が貢進した海藻類」とする解釈と、「えびすめ」と訓んで「昆布」とする解釈が考えられる。現段階では、いずれとも判



(26)



(43)

断しがたいが、「狄」の用例を考えていく際の貴重な資料となることに間違いはないであろう。

(43)は、「猾」という文字を習書している。その書体は他に比してきわめて特異で、隸書風の筆画といえるであろう。

なお、木簡の釈読およびその検討は、国立歴史民俗博物館の平川南氏、秋田大学の熊田亮介氏、東京大学大学院の三上喜孝氏による。

9 関係文献

秋田県教育委員会・秋田県教育庁弘田柵跡調査事務所『弘田柵跡―第一〇七次―一〇九次調査概要―』（一九九七年）

（児玉 準）



(3)



(13)